

中央図書館

休憩・飲食室内販売コーナー運営事業者選定 プロポーザル方式（公募）募集要項

令和8年6月11日

浦安市 生涯学習部 中央図書館

1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、浦安市（以下、「市」という。）が貸付ける、浦安市立中央図書館内の休憩・飲食室内販売コーナーを運営する事業者をプロポーザル方式（公募）により選定するために、プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2. 概要

(1) 件名

中央図書館休憩・飲食室内販売コーナー運営事業者選定

(2) 業務概要

「中央図書館休憩・飲食室内販売コーナー貸付仕様書」のとおりとする。

(3) 貸付期間

令和8年9月25日から令和13年9月24日まで

(4) 最低貸付料予定額

年額 41,250 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(5) 履行場所

浦安市猫実1丁目2番1号 浦安市立中央図書館

(6) 事務局

浦安市 教育委員会 生涯学習部 中央図書館

TEL:047-352-4646

E-mail:toshokan@city.urayasu.lg.jp

3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

(2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、

名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、契約締結時までに資格登録すること。

- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4. 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和 8 年 6 月 11 日(木)
施設・設備見学（要予約）	令和 8 年 6 月 18 日(木)午前 9 時～10 時
質問の締切	令和 8 年 6 月 19 日(金)午後 5 時
質問への回答	令和 8 年 6 月 26 日(金)
応募締切（応募書類の提出期限）	令和 8 年 7 月 10 日(金)午後 5 時
（第 1 次審査）	
第 1 次審査結果の通知	令和 8 年 7 月 24 日（金）
（第 2 次審査）	
ヒアリングの実施	令和 8 年 8 月 7 日（金）
審査結果の公表	令和 8 年 8 月上旬予定
契約協議	令和 8 年 8 月下旬予定

5. 応募手続

- (1) 浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期

間は、令和8年6月27日（土）午前10時から令和8年7月10日（金）午後5時までとする。

(2) 質問の受付と回答

ア 質問事項は、「中央図書館休憩・飲食室内販売コーナー運営事業者選定プロポーザル方式（公募）応募様式集」の質問書（様式1）に必要な事項を記入し、「2.概要（6）」で示したメールアドレスにEメールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて受信確認を行うものとする。

イ 質問の受付期間は、令和8年6月11日（木）から令和8年6月19日（金）午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答は、令和8年6月26日（金）から浦安市ホームページで公表する。

(3) 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は「中央図書館休憩・飲食室内販売コーナー運営事業者選定プロポーザル方式（公募）応募様式集」に従うものとする。

ア 受付期間

令和8年6月27日（土）から令和8年7月10日（金）（月曜日を除く）

イ 受付時間

午前10時から午後5時（正午～午後1時を除く）

ウ 提出先

浦安市 教育委員会 生涯学習部 中央図書館

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

提出書類については、全てA4サイズ（A3サイズの場合は、折込みとする。）とする。提出書類のうち、参加申請書（様式2）、会社概

要書（様式3）、会社の業務実績調書（様式4）、貸付料提案書（様式5）、提案書表紙（様式6）、提案書（様式7）の順に左綴じとし（ファイル可）、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、8部（正本1部、副本7部）提出すること。

なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

6. 審査の手続き

(1) 第1次審査

提出された応募書類を審査し、第2次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第1次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする。

(2) 第2次審査

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を業務の受託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、別表2「第2次審査の評価基準」の「付加サービスへの取り組み」の評価点数が最も高い応募者を受託予定者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加資格要件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

(3) ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和8年8月7日（金）に実施予定。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明20分以内及び質疑応答10分程度の30分程度を予定とする。なお説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

7. 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、市が廃棄するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

別表1 第1次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
業務体制	運営事業者となった場合の業務体制について評価する。特に、責任者、主担当者、補助スタッフ等の人数、役割分担等の具体的内容を評価する。	20点
応募者（法人等）の業務実績	応募者の自治体等における業務実績について評価する。特に、本件業務の類似実績を評価する。	20点
収支計画	運営事業者となった場合の収支計画を中心に評価する。特に安定的、継続的な経営が見込める計画となっているか評価する。	10点
合	計	50点

別表2 第2次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
利用者サービスの向上への配慮	店舗運営のコンセプト、店舗空間のイメージについて、効果的な提案がなされているか評価する。	10点
	店舗で販売を予定する商品の内容、価格について、効果的な提案がなされているか評価する。	10点
付加サービスへの取り組み	環境に配慮した取り組みが提案されているか評価する。	10点
	電子マネー、クレジットカード決済等、利便性向上への取り組みや集客を見込むための販売促進について、効果的な提案がなされているか評価する。	10点
安定的・継続的な店舗運営	業務体制について、責任者、主担当者、補助スタッフ等の人数、役割分担等の具体的内容から、安定的・継続的な店舗運営が見込めるか評価する。	10点
	収支計画について、健全な店舗運営が見込めるか評価する。	10点
	過去の営業実績から、安定的・継続的な店舗運営が見込めるか評価する。	10点
安全衛生面の取り組み	衛生管理体制、清掃計画（廃棄物処理など含む）について、効果的な提案がなされているか評価する。	10点
	事故・災害発生時の対応、日々の安全管理について、効果的な提案がなされているか評価する。	10点
価格評価	<p>・ 価格評価点 = 貸付料提案額 ÷ 最高提案額 × 10 (小数点第2位切捨)</p> <p>※ 提案額が最低貸付料予定額未満である場合は審査を通過できません。</p>	10点
合 計		100点